

山ノ内町観光誘客施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未利用のテニスコートを有効活用し、近年注目されているピックルボールの普及及び観光誘客の促進を図るため、観光事業者が実施するピックルボールコートへの改修に要する経費に対し、予算の範囲内で山ノ内町(以下「町」という。)が予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 宿泊業、観光施設運営事業、レジャー事業その他観光誘客に資する事業を営む者をいう。
- (2) 未利用テニスコート 長期間利用されておらず、利用再開のために修繕又は改修を要する状態にあるテニスコートをいう。
- (3) ピックルボールコート ピックルボールの競技が可能な仕様に整備されたコートをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる観光事業者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内において現に観光事業を営んでいる者
- (2) 未利用テニスコートを所有又は適正に管理する者
- (3) 改修後に当該施設を観光誘客に活用する意思がある者
- (4) 町税等の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、未利用テニスコートをピックルボールコートとして利用可能な状態に改修する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) コート面の補修・舗装工事費
- (2) ライン引き工事費
- (3) ネット用ポール等の設置整備費
- (4) その他町長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、備品購入費、維持管理費その他町長が不相当と認める経費は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。
- 3 いかなる理由があっても、前2項に定める上限額を超えて補助することはできない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に山ノ内町観光誘客施設整備補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 改修予定個所の現況写真
- (3) 見積書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 交付決定総額が予算額に達した場合には、受付を終了とする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは山ノ内町観光誘客施設整備補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 補助対象者は、交付決定後に事業内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、山ノ内町観光誘客施設整備補助金変更承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更又は中止の承認申請があったときは、申請に係る書類の審査をし、山ノ内町観光誘客施設整備補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、事業完了後速やかに、山ノ内町観光誘客施設整備補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 工事完了写真
- (2) 領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を審査し、相当と認めるときは補助金の額を確定し、山ノ内町観光誘客施設整備補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の確定通知を受けた補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、山ノ内町観光誘客施設整備補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。